

保育園等申込に関する重要事項確認書

※確認事項をお読みになり、署名をお願いします。

	確認事項
1	申込前に「行橋市保育施設等利用のご案内」を読み、内容を理解しました。
2	入園申込に必要な書類をすべて揃えて提出します。記載内容に虚偽はありません。
3	保育が必要な事由に該当することを確認し、入園申込をしました。
4	申込後に、仕事や家族構成（婚姻、離婚、祖父母との同居等）その他申込内容に変更があった場合は、速やかに市子ども支援課へ必要な書類を提出します。 その場合、翌月からの変更となります。
5	提出書類の内容等について、電話や訪問などにより保護者や勤務先等へ確認することがあります。
6	内定または入園決定後に申込内容に変更があったことが判明した場合は、内定や入園決定が取消しになる場合があります。申込内容に虚偽があった場合も同様です。
7	申込後に保育の必要がなくなった場合や幼稚園・届出保育施設等に入園が決まった場合で、今後、保育園の入所を希望しないときは、速やかに市子ども支援課へ連絡し、取下げ届を提出してください。
8	提出いただいた書類で保護者の状況がわからない場合、追加の書類を求めることがあります。
9	申込書の有効期限は、入園を希望する月の属する年度の末日までです。（ただし、求職、出産、就学等の場合は、認定の有効期限を限度とします。）翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、再度申込みが必要です。また、 市外へ転出される方が市内の保育園を継続して利用できるのは、転出した年度の3月末までです。
10	保育が必要な事由に該当しなくなった場合は、退園となります。退園する月末の1週間前までに、退園届を市子ども支援課へ提出してください。
11	1度の「求職」認定での在園期間は3か月以内です。この期間中に就労し、勤務証明書等の提出がない場合は、退園となります。就労した後、再度「求職」となった場合等、「求職」を認定できるのは、1年度間に合計して最大で6か月です。
12	「出産」を認定事由とした在園期間は、出産予定月の2か月前から出産予定月の3か月後の月末までです。（ 実際の出産月は基準にはなりません ）
13	月の途中から就労する場合には、就労開始月内で48時間以上の就労があるか、就労開始月の15日までに就労を開始することが必要です。
14	育児休業から職場復帰する場合は、復帰月から就労の認定とします。ただし、入所希望月の翌月の15日までに復職する場合に限り、復職する月の前月を入園希望月（慣らし保育）にすることができます。
15	上の子が在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子の在籍は、下の子が満1歳を迎える前月末までとなります。ただし、下の子の入所申請後、入所ができなかった場合は、上の子は年度末まで在籍が可能です。 また、下の子が0歳児クラスかつ4月生まれで復職が5月15日までの場合は、上の子は続けて在籍が可能です。
16	「就学」を認定事由とした在園期間は、卒業・修了までの期間です。なお、 通信制の場合は保育短時間となります。
17	保育の必要量については、標準時間と保育短時間があり、基本的に扶養内で就労する場合は保育短時間となります。また、就労時間に変更がある場合には、保育の必要量が変わる可能性がありますので、変更がある前月の20日までに市子ども支援課に届出をしてください。
18	各保育施設により、職員体制や保育の対応は異なります。お子さんの状況（疾病や障がい、アレルギー、発育や発達の状況など）によっては、1次調整（書類審査）で利用可能となった場合でも、2次調整（内定園での面談や健康診断）において保育が困難と判断され、利用不可となる場合があります。
19	保育料決定に必要な住民税に関する資料の提出もしくは申告を市が指定する期限までにしなかった場合は、保育料が最高階層で決定されます。
20	保育料等は、必ず毎月指定された期日までに支払います。保育料は1か月単位です。月の途中で退園した場合でも、1か月分の保育料がかかります。
21	保育料の納付は、特別な理由がない限り口座引き落としにて納付します。
22	保育料を滞納したときは、児童手当を窓口払いにし、全額保育料に充当することに同意します。また、滞納処分（差押え等）されても異議はありません。
23	5月以降の随時入園の内定連絡は、入園月の前月の中旬以降に電話で連絡します。
24	保留通知は、年度中有効なものなので、入所希望月（初回のみ）の発行となります。再発行も不可です。
25	認定された時間（保育標準時間・保育短時間）は、最大利用可能時間であり、施設での実際の保育時間ではありません。実際の保育時間は、ご家庭の状況に応じて、利用開始後に入園が決定した施設が決定します。
26	1か月以上登園がない場合、原則として退園となります。ただし、保護者の里帰り出産による休みの場合は、3か月以内であれば特例として登園しないことを認めますが、保育料は減額とはなりません。また、その場合は園への申告は必要となります。
27	保育園を遅刻する場合や欠席する場合は、必ず園の決められた時間までに保護者の方から連絡してください。
28	提出された書類は返却できません。必要な場合は、ご自身で事前にコピー等を済ませた上で提出してください。
29	申請書類に不備があった場合、申請・入園・在園が無効・取り消しとなることを理解し、申請します。

保護者のいずれもが、上記確認事項について全て確認し、同意の上、申請します。

令和 年 月 日 保護者署名 父 _____

母 _____